

三四

日 月 送 受 號 番 先 議 合				開 號 省 生 厚			
第	號	送 受	日 月	第	號	送 受	日 月

起 案 昭 和 三 十 年 二 月 十 九 日	判 決	月	日
	合 校		
受 局 課 付	行 施	月	日
第 月		日 號	
送 月		日	

大 臣
次 官

局 長 祕 書 課 長
主 查 事 務 官

地方引揚後護司出張所廃止に伴
ふ4日示を別紙のよう
に施行する。
右裁を以て。

甲乙ノ種別

裏面白紙

224

◎厚生省告示第
昭和二十一年三月三十一日
の件）はこれを廢止する。

昭和二十二年二月二十一日

厚生大臣 河合良成

裏面白紙

225

裏面白紙

◎厚生省告示第 號

昭和二十一年三月三十一日
厚生省告示第三十五號（地方引揚援護局の出帳所設置の件）はこれを廢止する。

昭和二十二年二月二十一日

厚生大臣 河合 良成

226



勅諭第四五号

昭和二十二年二月十三日

厚生大臣官房秘書課長 殿

引揚撥戻既後課局



地方引揚撥戻課司の出張所の廢止に伴ふ告示の件
前記の件に關し訓紙の通り告示をせらるゝよう御取計らひ願ひたい。

裏面白紙

227